

令和 8(2026)年度第 1 回 伊丹市人権教育・啓発施策審議会

【開催日時】令和 8(2026)年 6 月 24 日(水) 13 時 00 分～15 時 00 分

【開催場所】伊丹市役所 1 階 101 会議室

【出席委員】榎井委員、松本(喜)委員、三浦委員、松本(尚)委員 (4 名出席)

【欠席委員】栗本委員

【事務局】共生推進室長兼同和・人権・平和課長、人権啓発センター所長、人権教育室主幹、
同和・人権・平和課主査

【議事録確認委員】松本(喜)委員、三浦委員

【傍聴者】0 名

【議題】

- 1 本市の人権施策及び市民意識の現状について
- 2 審議会の今後のスケジュール

【会議内容】(要旨)

会長 それでは議題に移る。
初めに、議題１「伊丹市の人権施策及び市民意識の現状について」である。
伊丹市の人権施策を評価するには、まずはどんな施策を行っているのか、また市民の意識の現状を理解する必要がある。事務局、説明をお願いする。

事務局 (資料1～5、7を用いて、事務局説明)

会長 事務局から説明があったが、各委員、質問、意見はいかがか。なお、本日は事務局が同和・人権・平和課、人権啓発センター、人権教育室の3課のみであるから、この3課に関するご質問でお願いしたい。その他の所管課に関する質問については、本日の会議終了後に実施される、第2回審議会に向けての事前意見にてご質問いただきたい。

A委員 私自身も市の事業に一部関わっているところでもあるのだが、最初に事務局が説明したPDCAサイクルについて、それが上手く機能していたら、今現場で何が問題で何が課題であるのか、ということが見えてくるはず。しかし、この白書を見ると、課題にそこまでのリアリティーがない。他課との連携という文言もあるが、その連携がどういったことで行き詰まっているのか、そういう部分があるはず。それを知らないと評価するということがなかなか難しい。

もう1点は、課題解決に向けて何かしら動いていると思うが、基本的に同じ課題が毎年書かれている。PDCAの改善の部分がなされていないのではないかと見える。それについても見えるような声が聞きたい。

会長 1点目、2点目ともに相互に関係していて、重要なものである。他課との連携について、その中身が見えてこないという意見だったと思う。

A委員 連携についても事業なり課題なりで色々あると思う。令和7年度から始まったという「よりそい相談事業」についても、具体的にどうだったのかということを知れたらと思う。

会長 確認になるが、白書は、市の推進本部と、学識や関係団体等の代表者で構成する推進会議の2つに意見を聞くということであるが、A委員は推進会議で関わっているのか。

A委員 推進会議ではなく、市の事業に私たちNPO法人はまさしく連携という意味で実際に一緒にしている。

白書については、案ということであるが、審議会で評価する前に、推進本部や推進会議で意見を聞いているということであれば、どんな意見や評価があったのか。そういったことも審議会は知る必要があり、それを受けて評価すべきものと思う。

会長 大変貴重な意見をいただいた。それに対して、まず私の解釈を述べると、よく地域ケア委員会などに加入すると、4年に1度報告書を出さないといけない。その際に政府の施策があって、その政策に対して、現場での報告書を作成する必要がある。その

2 つを見て、委員会として勧告するといった流れになる。そういった仕組みになっているということでのよいのか。

事務局 委員ご意見の「リアリティーがない」、「毎年、同じ課題が書かれている」という点についてだが、とりまとめている担当者としても同じ思いがあり、課題が同じような所管課にはヒアリングを実施している。その際に担当所管課から返ってくる答えとして、「課題は残ったままで、まだ解決していないから、引き続き記載をしている」ということである。そのため、事業によっては、昨年度の課題がそのまま引き続き書かれていることがある。

そして、この白書作成の流れに関しては、資料5をご覧ください。「①伊丹市人権教育・啓発白書」をまとめているところで、審議会委員の皆様と同じものを「②伊丹市人権教育・啓発推進会議」にお渡ししており、意見を聞いている。現在、その推進会議意見をまとめたものを、関係所管課に意見に対する回答依頼をしているところである。次の審議会の話になってしまうが、その推進会議委員からの意見を反映された、改善した白書案が出来上がるため、その白書案を持って、審議会委員の皆様には第2回審議会に向けて事前意見をいただく予定である。

推進会議委員からは貴重な意見をいただいている。課題に対する意見もあれば、白書そのものに対する意見もいただいている。そういった形で、毎年ブラッシュアップしたものを作成しているため、審議会委員の皆様にもお見せできるかなと思っている。

会長 事務局から説明があったとおり、今現在の案は、推進会議委員の意見が反映される前の行政側が作成した白書である。行政にありがちではあるが、こういう人権白書などのとりまとめ報告書の記載では、前年踏襲といったことがあるので、そういう部分も指摘できるかなと思う。

B委員 そういうことをガラッと変えることはできるのか。

事務局 引き続き残っている課題については、引き続き課題として記載をしていただかないといけないかなと思っている。しかし、課題が解決されて、別の課題が出てきた時には、改めて記載していただくことになっている。同和・人権・平和課、人権啓発センター、人権教育室では、特にその点は意識している。

B委員 人権教育と学校教育は別だと思うが、ここに出てきた課題がどう学校教育に活かせるのか。そういう風にしていきたいと思うが、どこかに書くことはできるのか。例えば、「差別を許さない都市宣言制定記念市民集会」についてだが、「差別を許さない都市宣言の認知を広げる」とあるが、どういうことをするのだろうかと思っている。どう学校教育につなげていくのか。

意識調査の結果になるが、回答が50代以上の女性が一番多く、10代が一番少ない。次世代という言葉がキーワードになっていると思うが、実際につなげていくには、学校教育にどうつなげるかということがとても重要だと思うし、各団体にもどうおろしていくのか、そういうことを考えていかないといけないかなと思っている。そういうことをこの審議会では考えていくこともできていると思っている。

事務局 白書の中に学校教育に関するものがあるため、委員が先ほどお話ししたことを意

見シートなり評価シートに記載いただけたら、所管課はそれを踏まえて次の施策につなげていけるようにしていきたい。

会長 そういったことも指摘していきたいと考えている。何人来ましたという数字についても、その中身は同じ人ばかりではないかということもよくある。そういう質の問題というものもある。それはやはり人数表記では分かり得ないこと。去年と比べて何人増えたから良いという問題でもない。そういうことも踏まえ、現場とつなげて人権教育・啓発と学校教育をしていくのか、ということも変わっていくと思う。

B委員 DV件数などもそうだが、件数だけが記載されて中身が見えないということは、まさにそのとおりだと思う。

事務員 あとで詳しく説明するが、第2回審議会に向けて各委員から事前意見をいただく。それに対する回答を第2回目の審議会で行いたい。その事前意見で記載をいただければと思う。

会長 C委員はなにか意見はないか。

C委員 学校に対しては、法務局から「人権SOSミニレター」を送っている。それがどのように活用されているのかなど、そういうことが気になる。

会長 人権課題は様々あるが、どうそれを解決に導いていくのか。人権部署は本当に困っている。今回、審議会という会議が立ち上がったので、各委員の知恵を拝借しながら、最終的に評価を行っていききたいと思う。他いかがか。今、明らかにしておきたいことなどあれば、お願いしたい。

A 委員 白書には、それぞれの相談事業の記載がある。国・県レベルでは、実際の相談内容ということを知るといのはなかなか難しいと思うが、最先端という意味で、実際に問題を抱えた人たちの声を聴くということでは、自治体だと思う。相談の中で相談者のニーズがあり、そのニーズに対して上手くいっているものもあれば、上手くいっていないものも当然ある。相談というと個人情報が多く含まれるものだと思うが、その相談に対してどういうことが困っているのか、そういう対応している人の声があるはずなのに、白書では見えてこない。

市民意識調査でもそういう項目はない。唯一「問3 人権侵害を受けたとき、あなたはどうしましたか」という項目で、「何もできなかった」という割合が一番多かった。人権擁護という施策を考えた時に、一番大事なデータなのかなと思った。そういうことについても、知りたいなと思った。そもそも相談の中身なども知ることが可能なのかという問題もあると思うが。

事務局 相談に関して、意識調査の中で「問3 人権侵害を受けたとき、あなたはどうしましたか」という項目については、1つの大きなポイントであると考えている。委員のおっしゃるとおり、「何もできなかった」の割合が一番高く43.6%、次いで「家族や友人など信頼できる人に相談した」の割合が35.7%、「相手に抗議した」の割合が21.8%となっている。しかしながら、公的機関という「警察に相談した」、「弁護士に相談した」、市みたいな「公的機関に相談した」、「民生委員や人権擁護委員に相談した」など

の割合が全部合わせて 17.7%で、2 割にも満たない数字であった。相談機関に行かないという人もいると思うが、そもそも相談機関があるということを知らない人が多いのではない。そうすると相談を受けることもできないし、支援につなげることもできないことが問題と感じている。いわゆる市民に身近な相談窓口としては、この結果からみると残念な結果になったと感じた。A 委員の相談の中身もそうであるが、まずは市民の方に相談場所はあるんだよという周知・啓発の課題をどうにかしたいというのが、担当者の想いである。それらについても、審議会でご意見等をいただけたらと思っている。

会長 A 委員の指摘した話は、まさに日本全国で言えることだと思う。公的機関である市が行う人権教育というのは、人権啓発に重きを置いている。もう一つの人権擁護は、個人が悩みや困ったことを訴えることができる、自分が人権侵害された時に、きちんと救済されるということが日本では全体的に意識が低い。日本の中でも救済する窓口というのは実はあまりなく、それこそ縦割り相談窓口になっていると、17%という裏に「行かなくていいかという諦め」や「自分がそういうことをされた時に、訴えられる、擁護されるんだ」という権利の主体の意識が低い。

人権擁護というと、相談窓口にすごく偏っているところも含めて、今の 17%という数字を高め「相談に行こうかな」という意識の向上は、すごく大事な話だと思う。もちろん窓口そのものの問題もあると思う。

A 委員 窓口によっては、あまり来ていないところもあれば、それなりに来ているところもある。どういったところに相談に来るのか、私は、17%も来ていれば御の字かなとは思。もっと来たら、相談人員も足りなくなって窓口も大変になるのかなと思う。

私たちには見えない、相談によって救われた人たちが、どんなふうに人権侵害を救済されたのかという抽象的なストーリーを教えてもらうだけでも、自分ももしからしたら同じように救ってもらえるのかという想いが芽生えるかもしれない。そういう具体例を挙げていくのもいいかもしれない。啓発の一環として。

会長 私は外国人に関することを研究してきたが、外国人は相談に行かない。それでは、どこからそういう相談が挙がってくるかというと、日本語教室などで、「実は…」みたいな話がよくある。一人ひとりが権利を持っているので、それに対してこんなことができるよというような丁寧なことができればいいと思う。

C 委員 法務省では人権擁護局が一番予算が多い。啓発チラシや啓発物品など様々ある。人権擁護局がもう一段アップして、啓発なりイベントなりすると、そういう相談窓口にもつながりやすくなるのかもしれない。

会長 啓発は啓発、擁護は擁護ではなく、どちらも連動していないといけない。

A 委員 これは違うのではないかとというのが1点ある。それは、市民意識調査の「問 2-② 市民一人ひとりの人権意識は 5～6 年前に比べて高くなっていると思うか」という項目について、こういう質問を聞かれた時に、高くなっているということが増えることによって、今までの人権施策が評価されているという結論に導くために行っている調査だと思った。それは違うのではないかと思った。研究者として、こういう調査を行う時には、「人権意識は高くなったか、それとも低くなったか」という質問に対し、

「高くなったと思う」、「低くなったと思う」、「どちらでもない」を入れるのが本来である。今回の調査では、「どちらとも言えない」が一番多い。単に数字を比較するのではなく、分析してこの「どちらでもない」というのをどう受け止めているのか、どういう意味なのか。事務局に伺いたい。

事務局　本調査は県の意識調査を参考に行っていることもあり、当該質問項目も県調査にある項目である。概要版では、昔と比べて良くなっているということを記載しているが、この質問項目で「どちらともいえない」、「どちらかと言えばそう思わない」、「そう思わない」を合わせた割合が 52.3%と半数を占めている。行政としては、長年「人権教育」、「人権啓発」、「多様性」、「ダイバーシティ」といったことを謳ってきたが、市民の実感としては「社会は何も変わっていない、むしろ悪化しているのではないか」という認識を持っていると感じている人が約半数の中に含まれているのではないかと認識している。

A 委員　私もそう思う。だから、こういう聞き方を市役所はやってはいけないと思う。

事務局　市としては県の調査に合わせているというのが、正直なところである。担当者としては、昔に比べてよくなったという抽象的な啓発ではなくて、今まさに起こっている人権侵害に対して、具体的に何をしたのか、それをしてどう変わったのかという実効性や成果を市民に示さないと、この質問項目の意味はないのではないかと感じた。

A 委員　この質問項目では「わからない」がない。それがいいことは大変なことで、「どちらともいえない」の中には、「わからない」という人もいると思う。「どちらともいえない」の中には、事務局が言われた内容なども含まれており、いろんなものが含まれていると思う。結果として、良くなったという人が高いというのは、やってはいけないものだと思う。

会長　市としては、県があって、さらに上には国の調査があって、それに合わせていかないといけないのも分かるところではある。

A 委員　それについては分かる。しかし、評価まで合わせる必要はないと思う。事務局が今言われたことを記載すればいいと思う。

B 委員　全部が A 委員の言われた質問項目になっているのか。

A 委員　そうではない。例えば、8ページの「問 1 あなたは「人権」をどのくらい身近な問題として感じていますか」という項目は、きちんとされている。先ほどの「問 2-② 市民一人ひとりの人権意識は 5～6 年前に比べて高くなっていると思うか」は、そう思わない人でも、低くはなっていないが全然変わっていないという人と、悪くなったと感じる人が、「そう思わない」の中に含まれることが問題である。

事務局　市としては、経年比較もとっていることも理由であるため、質問項目等は合わせているのだが、次回の意識調査では課題として検討していく。

会長　他はいかがか。

B 委員 事前意見については、次回審議会に向けての宿題ということだと思うが、どこまでのことを記載してよいのか。

事務局 (事前意見記入シートについて説明)

A 委員 推進会議の意見を反映された白書が送られてくるとのことだが、市の推進本部や推進会議の意見はどのようなものがあつたのは、共有してもらえるのか。

事務局 市の推進本部は8月下旬に開催を予定しているため、今回の事前意見を伺う際には間に合わないが、推進会議の意見は既にとりまとめているため、共有はできる。

A 委員 審議会委員の事前意見は事務局に出すとのことだが、審議会意見をまとめたものについても、共有してもらえるのか。

事務局 そのとおりである。

会長 それでは、議題 2 に移る。「審議会の今後のスケジュール」について、事務局説明を。

事務局 (資料 6 を用いて、説明)

会長 それでは以上で議題2を終了とする。この審議会で、少しでも伊丹市の人権施策を前に進めたらと思うので、各委員よろしくお願いしたい。
それでは以上をもって、終了とする。

令和8(2026)年 8月 4日

確認委員 松本 喜美子

確認委員 三浦 耕吉郎